

| (新) | (旧) |
|--|--|
| スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱 | スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱 |
| 平成 26 年 3 月 31 日 国住心第 178 号 平成 27 年 4 月 9 日 国住心第 228 号 平成 28 年 1 月 20 日 国住心第 195 号 平成 28 年 4 月 1 日 国住心第 266 号 平成 29 年 3 月 31 日 国住心第 254 号 平成 29 年 4 月 26 日 国住心第 24 号 平成 30 年 3 月 29 日 国住心第 486 号 平成 31 年 3 月 29 日 国住心第 741 号 令和 2 年 3 月 30 日 国住心第 333 号 令和 3 年 3 月 30 日 国住心第 515 号 令和 3 年 12 月 20 日 国住心第 323 号 令和 4 年 3 月 30 日 国住心第 553 号 令和 5 年 3 月 31 日 国住心第 527 号 令和 5 年 12 月 7 日 国住心第 142 号 令和 6 年 3 月 29 日 国住心第 224 号 令和 6 年 10 月 22 日 国住心第 95 号 令和 7 年 3 月 31 日 国住心第 376 号 | 平成 26 年 3 月 31 日 国住心第 178 号 平成 27 年 4 月 9 日 国住心第 228 号 平成 28 年 1 月 20 日 国住心第 195 号 平成 28 年 4 月 1 日 国住心第 266 号 平成 29 年 3 月 31 日 国住心第 254 号 平成 29 年 4 月 26 日 国住心第 24 号 平成 30 年 3 月 29 日 国住心第 486 号 平成 31 年 3 月 29 日 国住心第 741 号 令和 2 年 3 月 30 日 国住心第 333 号 令和 3 年 3 月 30 日 国住心第 515 号 令和 3 年 12 月 20 日 国住心第 323 号 令和 4 年 3 月 30 日 国住心第 553 号 令和 5 年 3 月 31 日 国住心第 527 号 令和 5 年 12 月 7 日 国住心第 142 号 令和 6 年 3 月 29 日 国住心第 224 号 令和 6 年 10 月 22 日 国住心第 95 号 |
| 第 1 通則 スマートウェルネス住宅等推進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び第 23 に定める関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。 | 第 1 通則 スマートウェルネス住宅等推進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び第 22 に定める関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。 |
| 第 2 (略) | 第 2 (略) |
| 第 3 定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 | 第 3 定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 |

一～四（略）

五 加齢対応構造等

高齢者住まい法第4条第4項に規定する加齢対応構造等をいう。

六～四十九（略）

第4 補助事業

（略）

一 サービス付き高齢者向け住宅整備事業

次の(1)及び(2)のいずれも満たすものをいう。ただし、補助事業の選定に当たっては、高齢者向けの住宅・施設の供給が不足している地域で実施される事業を優先するものとする。

(1)（略）

(2) 次のイからヨまでに掲げる要件に適合しているもの（ただし、改良型についてはト及びリ、既設改修型についてはホ、へ、ト及びワへの適合を問わない。）

イ～ニ（略）

ホ 都道府県に対しては次の①の観点、市区町村に対しては次の①から④までの観点から意見を聴取し、都道府県及び市区町村のまちづくり方針と整合していること

① 地域の需要等を踏まえた高齢者住宅の確保

② 公共交通機関へのアクセス等の立地

③ 医療・介護サービスとの連携体制等

④ 立地誘導や防災その他まちづくりとの整合

へ（略）

ト サービス付き高齢者向け住宅の立地は、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地

一～四（略）

五 加齢対応構造等

高齢者住まい法第4条第3項に規定する加齢対応構造等をいう。

六～四十九（略）

第4 補助事業

（略）

一 サービス付き高齢者向け住宅整備事業

次の(1)及び(2)のいずれも満たすものをいう。ただし、補助事業の選定に当たっては、高齢者向けの住宅・施設の供給が不足している地域で実施される事業を優先するものとする。

(1)（略）

(2) 次のイからカまでに掲げる要件に適合しているもの（ただし、改良型についてはト及びユ、既設改修型についてはホ、へ、ト及びワへの適合を問わない。）

イ～ニ（略）

ホ 市町村のまちづくり方針と整合していること

へ（略）

ト サービス付き高齢者向け住宅の立地は、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域又は災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は

すべり防止区域と重複する区域に限る。) 又は市街化調整区域であって土砂災害警戒区域若しくは浸水想定区域に該当する区域に原則該当しないこと

チ〜ル (略)

ヲ サービス付き高齢者向け住宅の運営事業者が介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の三十二に規定する介護サービス事業者であり、当該指定に係る事業所が指定取消等の対象である場合に、運営事業者の組織的な関与があったことが認められていないこと

ワ〜ヨ (略)

二 住まい環境整備モデル事業

大臣が公募し、学識経験者等の意見を踏まえた上で、次の(1)から(8)に掲げる要件に適合する高齢者等の居住の安定確保及び健康維持・増進に資する先導的な事業として選定した事業

(1)〜(4) (略)

(5) 新築住宅の立地は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る。） 又は市街化調整区域であって土砂災害警戒区域若しくは浸水想定区域に該当する区域に原則該当しないこと

(6)〜(8) (略)

三〜五 (略)

六 子育て支援型共同住宅推進事業

次の(1)及び(2)のいずれも満たすものをいう。

(1) (略)

(2) 次のイからトまでに掲げる要件に適合するもの（ただし、賃貸住宅改修型及びマンション改修型については、への適合を問わない。）

地すべり防止区域と重複する区域に限る。) に原則該当しないこと

チ〜ル (略)

(新設)

ヲ〜カ (略)

二 住まい環境整備モデル事業

大臣が公募し、学識経験者等の意見を踏まえた上で、次の(1)から(8)に掲げる要件に適合する高齢者等の居住の安定確保及び健康維持・増進に資する先導的な事業として選定した事業

(1)〜(4) (略)

(5) 新築住宅の立地は、土砂災害特別警戒区域 又は 災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る。）に原則該当しないこと

(6)〜(8) (略)

三〜五 (略)

六 子育て支援型共同住宅推進事業

次の(1)及び(2)のいずれも満たすものをいう。

(1) (略)

(2) 次のイからトまでに掲げる要件に適合するもの（ただし、賃貸住宅改修型及びマンション改修型については、への適合を問わない。）

イ～ハ（略）

ニ 賃貸住宅建設型の立地は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る。）又は市街化調整区域であって土砂災害警戒区域若しくは浸水想定区域に該当する区域に原則該当しないこと

ホ～ト（略）

七～十（略）

第5 補助金の額

- 1 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～十（略）

2・3（略）

第6～第17（略）

第18 取得財産の処分

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。）を行う場合には、国土交通大臣の承認を受けるものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の機械及び器具については、この限りではない。

イ～ハ（略）

ニ 賃貸住宅建設型の立地は、土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る。）に原則該当しないこと

ホ～ト（略）

七～十（略）

第5 補助金の額

- 1 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、第一号、第二号及び第六号において、住宅（第一号にあつては建設型又は買取り型に、第二号及び第六号にあつては新築住宅に限る。）の立地が市街化調整区域であつて、土砂災害危険区域又は浸水想定区域に該当する場合には、補助金の額を原則上記の半額とする。

一～十（略）

2・3（略）

第6～第17（略）

第18 取得財産の処分

事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。）を行う場合には、国土交通大臣の承認を受けるものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の機械及び器具については、この限りではない。

第 19～第 23（略）

附 則

（略）

附 則

- 1 本要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。

第 19～第 23（略）

附 則

（略）

（新設）